

函館市中小企業振興基本条例

豊かな海と山に囲まれ，天然の良港を有する函館は，早くから海外に門戸を開き，国内外から多くの人々が集まり，さまざまな交流が行われてきた。

このような中，先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより，産業の礎が築き上げられ，今日まで南北海道の中核都市として発展を続けてくることができた。

函館は事業所のほとんどが中小企業であり，中小企業が函館の産業の中心的役割を担ってきた。函館が豊かで活力あふれるまちであるためには，将来にわたり元気な中小企業を育てていくことが必要である。

また，近年は，地球規模への経済活動の拡大，少子高齢化の進展など中小企業を取り巻く環境が大きく変化してきており，このような中で函館の中小企業が多様で活力ある成長発展をしていくためには，改めて中小企業者自らが地域経済の重要な担い手であることを自覚するとともに，経営の安定を図ることが重要である。

ここに，中小企業の振興が地域経済の発展に大きくかわり，ひいては市民生活の向上につながるという認識を市，中小企業者等および市民が共有し，中小企業の振興と地域経済の活性化を図るため，この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は，中小企業の振興に関し，基本理念を定め，市の責務，中小企業者等の努めるべきことおよび市民の協力について明らかにするとともに，市の施策の基本となる事項を定めることにより，中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって本市の経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって市の区域内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所，商工会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者および中小企業団体をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業については，多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い，さまざまな就業の機会を提供するなど，地域経済の基盤を形成していることにかんがみ，次に掲げる事項を旨としてその多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。

(2) 中小企業者の経営の改善および向上に対する自主的な努力が促進されること。

(3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。

(4) 市，中小企業者等および市民の相互の協力の下に行われること。
(市の責務)

第4条 市は，前条に定める基本理念にのっとり，中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し，および実施する責務を有する。

2 市は，前項の施策の推進に当たっては，中小企業者等および国，北海道その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者は，経済的社会的環境の変化に即応するため，経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。

第7条第1号において同じ。）, 経営基盤の強化等に努めるとともに，事業活動を行うに当たっては，地域との調和を図り，市民が安全に安心して生活することができるよう努めるものとする。

2 中小企業者は，自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し，雇用環境の整備および人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業団体は，事業活動を行うに当たっては，中小企業者とともに，第3条に定める基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市民の協力)

第6条 市民は，中小企業が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し，それぞれができる範囲で中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 市は，次に掲げる基本方針に基づき，中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

(1) 中小企業者の経営の革新および中小企業の創業の促進を図ること。

(2) 中小企業者の新技術，独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。

(3) 中小企業者の人材の育成および確保を図ること。

(4) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。

(5) 中小企業者等と関係機関との連携，中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。

(6) 地域の資源の活用等による産業の発展および創出を図ること。

(財政上の措置)

第8条 市は，中小企業の振興に関する施策を推進するため，必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業振興審議会の設置)

第9条 中小企業の振興に資するため、函館市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第10条 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

（組織）

第11条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員および任期等）

第12条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 中小企業の振興に関係のある者

(3) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長および副会長）

第13条 審議会に会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第14条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第15条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

（補則）

第16条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（函館市中小企業振興条例の廃止）

2 函館市中小企業振興条例（昭和46年函館市条例第4号）は、廃止

する。

(函館市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の函館市中小企業振興条例(以下「廃止前の条例」という。)第3条第1項および第2項,第4条第1項,第9条ならびに第10条第1項および第3項の規定に基づく助成の決定を受けた者に係る報告の聴取,助成の決定の取消し等については,なお従前の例による。
- 4 廃止前の条例第19条第1項の規定により置かれた函館市中小企業振興審議会は,第9条の規定により置く審議会となり,同一性をもって存続するものとする。
- 5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第19条第3項の規定により函館市中小企業振興審議会の委員に委嘱されている者(以下「旧委員」という。)は,第12条第1項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし,その任期は,同条第2項本文の規定にかかわらず,旧委員としての残任期間とする。

(函館市企業立地の促進に関する条例の一部改正)

- 6 函館市企業立地の促進に関する条例(平成20年函館市条例第63号)の一部を次のように改正する。
第6条を削り,第7条を第6条とする。

「函館市中小企業振興基本条例」および考え方

豊かな海と山に囲まれ、天然の良港を有する函館は、早くから海外に門戸を開き、国内外から多くの人々が集まり、さまざまな交流が行われてきた。

このような中、先人のたゆまぬ努力の積み重ねにより、産業の礎が築き上げられ、今日まで南北海道の中核都市として発展を続けていくことができた。

函館は事業所のほとんどが中小企業であり、中小企業が函館の産業の中心的役割を担ってきた。函館が豊かで活力あふれるまちであるためには、将来にわたり元気な中小企業を育てていくことが必要である。

また、近年は、地球規模への経済活動の拡大、少子高齢化の進展など中小企業を取り巻く環境が大きく変化してきており、このような中で函館の中小企業が多様で活力ある成長発展をしていくためには、改めて中小企業者自らが地域経済の重要な担い手であることを自覚するとともに、経営の安定を図ることが重要である。

ここに、中小企業の振興が地域経済の発展に大きくかかわり、ひいては市民生活の向上につながるという認識を市、中小企業者等および市民が共有し、中小企業の振興と地域経済の活性化を図るため、この条例を制定する。

<考え方>

条例は、地方公共団体がその議会の議決を経て定める法令です。

そして、条例の制定の背景や趣旨、目的、基本原則を述べた文章が「前文」といわれるものです。

前文は具体的な法規を定めたものではないことから、前文の内容から直接的な効果が生ずるものではありませんが、条例の一部を構成するものであり、各条項の解釈の基準を示すものとされています。

ここでは、「函館らしさ」を表現しながら、条例の制定の背景や目的などに関する事項として、次のとおり記述しています。

函館が経済的社会的に発展した地理的歴史的な背景
現在函館が置かれている経済情勢や社会情勢
函館における中小企業の重要性
中小企業者が努めるべき事項
条例を制定する直接的な目的

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の努めるべきことおよび市民の協力について明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的とする。

<考え方>

目的規定は、一見して条例の内容を理解・推測することができるよう、条例の立法目的を簡潔に表現したものです。

ここでは、条例に中小企業の振興に関する事項を規定することにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市の経済の発展および市民生活の向上を図ることを目的としています。

なお、この条例は、中小企業の振興に関する基本的な方向性や姿勢を中小業者等、市民に示すこととする、いわゆる理念条例とするものです。市、中小企業者等、市民のみんながやっていくことを定めようとするもので、いわば、中小企業の振興に関する憲法とも言えますので、その理念を中小企業者等、市民、みんなの意見を聴いてつくり、みんなで守っていきたいと考えています。ただし、今後の経済情勢や社会情勢の変化などにより、その理念がその時代に適合しなくなった場合には、条例を改正することも必要と考えています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であつて市の区域内に事務所または事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会議所，商工会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者および中小企業団体をいう。

<考え方>

条例の中で用いる用語の意義を定めるもので、用語の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすためのものです。

ここでは、この条例における「中小企業者」、「中小企業団体」、「中小企業者等」の定義について規定しています。

なお、「中小企業」と「中小企業者」の違いについては、「中小企業」は中小の企業を包括的・総称的に指す場合に用い、「中小企業者」は個別具体の会社や個人を指す場合に用います。

また、「中小企業に関する団体」とは、商工会議所，商工会，事業協同組合などの中小企業組合，中央会など，主として中小企業の振興を目的とする団体を指します。また，主として中小企業の振興を目的とする団体であれば，法人格の有無は問わず，任意団体も含まれます。

《参考》

中小企業基本法（抜粋）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業，建設業，運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

- (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (3) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- (4) 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(基本理念)

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、さまざまな就業の機会を提供するなど、地域経済の基盤を形成していることにかんがみ、次に掲げる事項を旨としてその多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫が生かされること。
- (2) 中小企業者の経営の改善および向上に対する自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (4) 市、中小企業者等および市民の相互の協力の下に行われること。

<考え方>

中小企業基本法第3条の基本理念において「中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨」とすることが規定されており、その趣旨を踏まえ、本市の中小企業の振興を推進するうえでの基本的な理念・考え方について規定します。

中小企業は、多様な事業分野において特色のある事業活動を行い、さまざまな就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行

う機会を提供しているなど、「多様な存在」であるといえます。

こうした中小企業の多様性を生かしながら、成長発展を支援するための基本的な考え方について規定しています。

(1) 中小企業者が創意工夫を生かして、例えば、新商品や新サービスを開発することなどが想定されますが、このような創造性に富んだ事業活動を行うことは、新たな産業が創出され、新たな雇用が生まれ、市場競争が活性化されるなどの効果が期待されます。

したがって、中小企業者の創意工夫が生かされることは、地域経済の活力の源泉となるものであり、推進されるべきものと位置付けています。

(2) 中小企業者の経営の改善および向上については、経営革新を積極的に行うなど、中小企業者の自主的な努力が不可欠であり、中小企業の振興政策の基本的な考えとして、これを促進する方向で支援するものです。

(3) 経済のグローバル化による国際競争の激化や地球規模の環境問題など、中小企業者を取り巻く経済環境はめざましく変化しており、このような経済的社会的環境の変化に対して中小企業者が的確に対応し、成長発展していくためには、例えば、経営方法の改善や技術の向上など、経営基盤を強化することが考えられます。

(4) 中小企業の振興は、市や中小企業者等のみが努力するのではなく、市民も含め、それぞれの協力のもと、函館全体で推進していくことが必要です。一方、中小企業者も地域の一員であることを認識し、まちづくり活動等に積極的に参加することが必要になるものと考えます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、および実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の推進に当たっては、中小企業者等および国、北海道その他の関係機関と緊密な連携を図るものとする。

<考え方>

中小企業の振興を推進していくために、その重要性を認識した上で、市が担っていく責務について規定します。

条例では、市の役割を「責務」とすることにより、中小企業者等の努力、市民の協力よりも強く義務づけています。

「その他の関係機関」とは、研究機関、金融機関などを指し、産（産業界）、学（大学等の学術研究機関）、官（市のほか、国、北海道などの地方公共団体）、金（金融機関）などが協力し、連携することにより中小企業の意向も十分に反映しながら、効果的に施策を策定・実施することを規定しています。

なお、ここでは「市長」の責務ではなく、「市」の責務としていますが、この条例では市長のみに責任を負わせるのではなく、地方公共団体である函館市が団体として責任を負うこととなります。函館市という団体を主体とすることにより、市長のみならず、必要がある場合には教育委員会など、他の執行機関も施策を推進する主体となることができるものであり、中小企業の振興に関して函館市全体で取り組むことを宣言することになるものと考えます。

(中小企業者等の努力)

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応するため、経営の革新（中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。第7条第1号において同じ。）、経営基盤の強化等に努めるとともに、事業活動を行うに当たっては、地域との調和を図り、市民が安全に安心して生活することができるよう努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備および人材の育成に努めるものとする。

3 中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、第3条に定める基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

< 考え方 >

中小企業の振興を推進していくために、中小企業者および中小企業団体の努力義務について規定します。

(1) 基本理念に規定されているとおり、中小企業者は自主的な努力をすることが必要ですが、具体的な努力としては、経営の革新や経営基盤の強化などがあります。

こうした自主的な努力により、経済的社会的な環境の変化に即応することができると考えます。

なお、「経営の革新」とは、基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいいます。

また、中小企業者は、商品やサービスの提供、開発などの事業活動を行うに当たっては、函館地域における自然環境、経済環境、社会環境などとの調和を図りながら、技術の開発・普及や流通体制の確立等に努め、持続可能な経済の発展を目指すとともに、市民に対しては、安全で安心な商品等の提供など、市民生活の向上に資するよう配慮する必要があります。

(2) 基本理念に規定されているとおり、中小企業は地域経済の基盤を形成していることから、その認識のもと、必要な雇用環境の整備および人材

の育成に努め、自社の有する技術の継承などを図る必要があります。

「雇用環境」とは、必要な労働力の確保、労働条件など雇用管理全般にわたるもので、これが整備されることにより、労働者が充実した職業生活を営み、豊かな家庭生活を享受することができ、ひいては地域社会の発展に寄与するものです。

- (3) 中小企業団体は、中小企業の振興を主な目的とする団体であることから、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組よう努めることを規定します。

《参考》

中小企業基本法（抜粋）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第2条（略）

- 2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

(市民の協力)

第6条 市民は、中小企業が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、それぞれができる範囲で中小企業の成長発展に協力するよう努めるものとする。

<考え方>

中小企業の振興を推進していくために、中小企業に関する市民の理解と協力について規定します。

中小企業は様々な商品・サービスの提供や新たな技術の開発・継承のほか、次代を担う人材の育成など、地域経済の発展や市民生活の向上に重要な役割を果たしています。また、こうした中小企業が行っている各種事業活動を通じて、中小企業の役割等について一般の市民の理解が深まり、その成長発展に協力することにつながるものと考えます。

なお、「協力するよう努めるものとする」とは、「協力するよう努力することを原則・方針とする」という意味になりますが、これについては、一般の市民に対して協力することを義務づけるものではなく、あくまで協力を期待するものです。

(基本方針)

第7条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新および中小企業の創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の新技術、独創的な技術等を利用した事業活動の促進を図ること。
- (3) 中小企業者の人材の育成および確保を図ること。
- (4) 中小企業者の経営基盤の強化を図ること。
- (5) 中小企業者等と関係機関との連携、中小企業者等相互の連携その他の連携の促進を図ること。
- (6) 地域の資源の活用等による産業の発展および創出を図ること。

<考え方>

基本理念にのっとり、函館の地域経済の現状を把握しながら、市が行う施策の基本的な方向性について規定します。

- (1) 中小企業を取り巻く経済環境の変化に対応するための1つの方策として、個々の中小企業者の経営の革新が挙げられます。

「経営の革新」は、中小企業が自ら有する経営資源を活用し、新たな製品やサービスを提供したり、製品やサービスの新たな提供方式を導入することなどですが、推し進めることにより、経営の向上が図られるため、これを支援する方向で市の施策を展開していきます。

「創業」については、近年全国的に廃業率が開業率を上回り、中小企業の数が増減傾向をたどっており、経済の停滞や活力の低下が懸念されていることから、創業予定者が円滑に創業することができるための施策により、これを支援していきます。

- (2) 「新技術、独創的な技術等を利用した事業活動」については、新技術や独創的な技術または問題解決型の技術による新たな製品等の開発は、新たな事業分野をつくり出すものですが、その分リスクも大きくなることから、資金的な支援や教育機関・研究機関との連携による技術の事業化、人材の確保などの施策により、これを支援していきます。

- (3) 中小企業において「人材」は重要な経営資源の1つですが、自社の従業員を育成し、技術を継承することや、高度な技術を有する人材を確保する必要性が今後ますます増してくるから、これを支援していきます。
- (4) 中小企業の「経営基盤を強化」するためには、資金、設備、技術、人材、情報等の経営資源の確保や充実を図ることが重要な要素の1つですが、中小企業が自らの力のみでこれらを確保等することは難しい場合があることから、経営資源の確保、充実等に資する施策を講ずることにより、これを支援していきます。そのほか、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずることに努めます。
- (5) 「連携」については、その一例として、中小企業者等と1次産業者との連携、産学官の連携や中小企業者等同士の連携を通じて、中小企業者自らが確保することが難しい経営資源を補うことや、大学などの研究機関や教育機関が有する技術等を活用し、技術的課題を解決したり、共同研究等により事業化に結びつけたりすることができ、ひいては地域経済の活性化に資することから、その促進のために必要な施策を講ずることとします。
- (6) 函館にはイカ、ガゴメ等の水産物資源、函館山からの夜景や歴史的建造物群、温泉などの観光資源が豊富に存在し、これらの「地域の資源の活用等により産業の発展・創出」が図られることが本市の産業の強みになることから、これを支援していきます。

なお、これらの施策を規定している順序については、施策の優先順位ではなく、どの施策についても重要度に違いはありません。

(財政上の措置)

第 8 条 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

< 考え方 >

基本理念にのっとり、市の責務を果たすに当たって、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずることを明確にするものです。

(中小企業振興審議会の設置)

第 9 条 中小企業の振興に資するため、函館市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 10 条 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要な事項について調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第 11 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第 12 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 中小企業の振興に関係のある者
- (3) 公募による者

2 委員の任期は、2 年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第 13 条 審議会に会長および副会長各 1 人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長が補佐し、会長に事故があるときは、その職務

を代理する。

（会議）

第14条 審議会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第15条 審議会の庶務は，経済部において処理する。

（補則）

第16条 この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮って定める。

<考え方>

中小企業振興審議会の設置およびその組織等に関する基本的事項について定めています。

審議会は，市長の諮問に応じて，市が行う中小企業の振興に関する施策のうち重要なものについて調査審議するため，第三者的機関として設置されるものであり，法的には地方自治法（第138条の4）上の市長の附属機関として位置付けられます。

審議会の委員は15人以内とし，中小企業の振興に関係のある者から市長が委嘱します。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

< 考え方 >

委任規定とは、条例に規定している事項に関し、細目的な事項を条例以外の規程で定めることができることとする規定で、一般に条例本則の末尾に置かれるものです。

この委任規定に基づき、この条例の理念に基づく具体的な施策については、要綱等で規定することとなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(函館市中小企業振興条例の廃止)
- 2 函館市中小企業振興条例 (昭和 46 年函館市条例第 4 号) は，
廃止する。
(函館市中小企業振興条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の函館市中小
企業振興条例 (以下「廃止前の条例」という。) 第 3 条第 1 項お
よび第 2 項，第 4 条第 1 項，第 9 条ならびに第 10 条第 1 項およ
び第 3 項の規定に基づく助成の決定を受けた者に係る報告の聴取，
助成の決定の取消し等については，なお従前の例による。
- 4 廃止前の条例第 19 条第 1 項の規定により置かれた函館市中小
企業振興審議会は，第 9 条の規定により置く審議会となり，同一
性をもって存続するものとする。
- 5 この条例の施行の際現に廃止前の条例第 19 条第 3 項の規定に
より函館市中小企業振興審議会の委員に委嘱されている者 (以下
「旧委員」という。) は，第 12 条第 1 項の規定により審議会の
委員に委嘱された者とみなし，その任期は，同条第 2 項本文の規
定にかかわらず，旧委員としての残任期間とする。
(函館市企業立地の促進に関する条例の一部改正)
- 6 函館市企業立地の促進に関する条例 (平成 20 年函館市条例第
63 号) の一部を次のように改正する。
第 6 条を削り，第 7 条を第 6 条とする。

< 考え方 >

条例の施行期日は，平成 22 年 4 月 1 日です。

また，現行の函館市中小企業振興条例は廃止することとし，同条例で規
定している具体的な施策 (高度化事業に対する助成， 技能者養成に対す
る助成， 中小企業融資) については，この条例で規定せず，要綱で規定
することとします。

そのほか、この条例の規定により置かれる審議会は、現行の函館市中小企業振興条例第19条の規定に基づく函館市中小企業振興審議会が同一性をもって存続するものと位置付けます。

《参考》

函館市中小企業振興条例（抜粋）

（審議会の設置）

第19条 市に、函館市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、この条例の運営に関する重要な事項を調査審議する。
- 3 審議会の委員は、15人以内とし、中小企業の育成振興に関係のある者および学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

函館市企業立地の促進に関する条例（抜粋）

（補助金の不交付）

第6条 前条の補助金は、函館市中小企業振興条例（昭和46年函館市条例第4号）第3条または第4条の規定に基づく補助金を受けた者に対しては、交付しない。